

財政学小辞典

〔増補改訂〕

大阪大学名誉教授 木下 和 夫 編著
関西学院大学教授 橋 本 徹

中央経済社

検 印
省 略

財政学小辞典〔増補改訂〕

昭和55年12月10日 改訂版発行

昭和60年1月30日 増補改訂版発行

編著者 ^{きの}木 ^{した}下 ^{かず}和 ^お夫
^{はし}橋 ^{もと}本 ^{とら}徹

発行者 渡 辺 正 一

印刷者 柳 瀬 二 郎

発行所 株式会社 中央経済社

東京都千代田区神田神保町1-31-2

電 話 (293)3371 (編集部)

(293)3381 (営業部)

〒101 振替口座・東京0-8432

落丁・乱丁本はお取替え致します。昭和工業／美行製本

ISBN4-481-50006-9 C3533

は し が き

中央経済社の企画による小辞典シリーズの一冊として「財政学小辞典」の編集について依頼をうけてから、約5年の歳月が流れた。ようやくここに公刊されるにいたり、その間の社会の変転と身辺の変化とを想うと感慨深いものがある。

この企画はとくに、財政および財政学に関する独立した辞典としてはわが国で全くはじめての試みであるという点で、注目に値するといわねばならない。従来は経済学一般に関する辞典のなかで、財政に関するいくつかの項目がとりあげられてきたに過ぎないのである。周知のように著名な財政学辞典として挙げねばならないのは *Handbuch der Finanzwissenschaft*, J.C.B. Mohr (Paul Siebeck), Tübingen であり、Fritz Neumarkの編集、Norbert AnselとHeinz Hallerとの協力によって、戦後の新版が継続して分冊の形式で刊行されつつある。ただこれはいわゆる *Handwörterbuch* ではなく、学問体系に即し大項目主義に立つ論文集の体裁をもつところの、現代財政学の集大成であるというべきであろう。

本辞典刊行の趣旨は、これとは異なりむしろ小型の *Handwörterbuch* をつくることにあったのであり、上記のような財政学説の総集版をめざすものではない。また小辞典という名が示すように、広範囲にわたる学問体系に即した項目の構成を要求するものでもないのである。したがって編集者にとっては、コンパクトな構造のなかで問題の重要度に応じて項目を選び、かつ解説の範囲を定めることがもっ

とも重要な作業となった。すなわち、項目と人名との選定および説明の内容とスペースとの配分に適切な配慮をおこなう必要があった。また説明の叙述については、この種の辞典に特定の学說的偏向をもちこむべきでないことに十分配慮しつつ、できうるかぎり客観的立場を維持するように努めた。

けれども、他面において全巻を通じる叙述の態度にはある種の調和ないし一貫性をもたせる必要があるから、税務行政に関連する諸項目の執筆をお願いした行政機関の方々を除いて、かつてのわたくしの研究室に関係をもった先生方に執筆していただくこととした。また選定した諸項目の内容は、財政をめぐる法律制度に関連するばかりでなく行政、政治、経済、会計などの広い学問分野に拡がる問題群を含んでいる。けれども基本的には、財政現象をその経済的側面からとらえるという視角から説明されているケースが多いといわねばなるまい。もちろんこのような態度がつねにもっとも優れているわけではないが、財政学を経済学の一分科として取り扱うかぎりは認容されるであろう。とりわけて財政学が公共経済学という分析領域をかかえるようになった近年の傾向に徴すれば、なおさらそうであるといえよう。

したがって本書は、学問の領域拡大とその進歩とに応じて、不斷に書き改められるべきである。また財政をめぐるさまざまな法律制度（増補改訂は昭和59年度現在）の改革が予想されることからしても、本書には定期的に改訂を加える必要がある。当初、編集の責任はわたくし一人が引受けたのであるが、進行の過程において橋本徹教授の助力を得ることとなり、われわれ兩人の共編とすることにした。本書の刊行に際して、この企画に格別の好意をもって協力していただ

いた執筆者各位に心からの御礼を申述べたい。また公刊にいたるまでの面倒な仕事についてお世話を煩わした中央経済社青木育雄氏および守屋達治氏に対して、その御苦勞に感謝せねばならない。

増補改訂にあたって

本辞典は昭和55年に一度改訂したが、今回はその後の法律改正や財政の実勢に基づいて内容・金額・税率などを全面的に書き改めるとともに、近年経済、財政の分野で頻繁に使われている重要用語22項目を巻末に追加収録して読者の方々の利便に供した。

昭和59年11月

木 下 和 夫

赤字財政とは、政府の一会計年度内の一般歳入の枠をこえた歳出予算が組まれ、歳入の不足分をまかなうため公債を発行するか、紙幣を増発することにより、財政運営がなされる状態をいう。ケインズ経済学がひろまる以前においては、財政にも家計に対する考え方がそのまま適用されて、健全財政であるべきだというのが通例であって、たとえ赤字財政が認められたとしても戦時のような非常時に限られていた。ところがケインズの『一般理論』の出現以来、赤字財政の理論的、経験的有

効性が景気の状態に応じて論証されるようになった。すなわち税収をともなわない赤字支出の景気刺激の効果が注目されるようになったのである。赤字支出の増加額の数倍の需要増がみられ、結果的に国民所得は増加する。いわゆる乗数過程を通じて赤字支出は国民所得増大につながるのである。したがって、国民経済が不況におちいったとき、赤字財政を行なうことによって、一時的に政府部門は赤字になっても、政府支出の増加が民間需要（消費と投資）を刺激して、不況から脱し、国民所得の増加を生ぜしめることによって税収の増加をもたらす。究極的に赤字財政を解消することが可能である。逆に、家計に対する考えをそのまま援用した伝統的な健全財政主義のたてまえどおり、不況時に政府支出を縮小し、いわば縮小均衡の形で予算を編成した場合、おそらく、国民経済は民間需要の伸びがないかぎり不況から脱するのが困難となるか、遅れる。そしてますます税収は減少し、均衡予算に固執すれば縮小均衡へ傾斜してゆくことになるであろう。

わが国では、戦前、戦中における大幅な国債発行による財政膨張からインフレーションをひきおこした苦い経験から、戦後は赤字財政は行なわれず、昭和40年度の補正予算において例外的に赤字補てんのために国債が発行されるまで均衡もしくは超均衡財政によって財政運営が行なわれてきた。☞均衡予算

揚超（あげちょう）excess of withdrawals over payments in the public-to-government balance 財政資金の対民間収支が引揚超過になっている状態で受超ともいう。月別、四半期別に租税収入や郵便貯金が増大するとき揚超要因となる。このようなパターン化した季節的変動要因のほかに、景気政策

によって揚超傾向が つよまる ときがある。たとえば金融引締めの影響が経済の実体面にあらわれてくると財政収支は揚基調となる。また一般に財政収支には景気の変動を自動的に調節する機能がある。すなわち、好況時に所得税や法人税の納入がふえ、雇用保険やその他社会保障費の支払が減少して財政収支は揚超となり、有効需要を金融面から抑えて景気の過熱を抑制する。不況の時はこれと逆の現象が生じる。

☞国庫、散超

圧縮記帳 法人税法上の独特の制度で、資産の記帳価額をことさらに圧縮することを認めるところからこのように呼ばれている。

法人が補助金を受けた場合の受贈益や土地等の固定資産を譲渡した場合の譲渡益等も、税法上益金として課税対象となるが、国庫補助金等や工事負担金のようにその目的から一時に課税することが適当でない場合や収用等または国土計画等国の施策に沿って資産を譲渡し、事業継続のため他に資産を取得するような場合には、その目的たる資産の取得を阻害しないよう税制上の特例措置が要望される。この要望に応えて設けられたのが圧縮記帳の制度である。それは、取得した資産につき、その受贈益または譲渡益の額を限度として、圧縮損を損益の額に算入することを認める一方、将来その資産を譲渡した場合の原価の額または償却計算を行なう場合の基礎となる取得価額をその圧縮後の価額によることにより法人税を課す仕組みとなっているところから、いわば課税延期の制度といわれている。

おもなものに次のようなものがあげられる。①国庫補助金等で取得した資産の圧縮記帳、②保険金等で取得した代替資産の圧縮記帳、③特定資産を交

換した場合の交換取得資産の圧縮記帳、④特定の現物出資により取得した資産の圧縮記帳、⑤収用換地等の場合に取得した代替資産の圧縮記帳、⑥特定の資産を買い換えた場合の買換資産の圧縮記帳。☞法人税

圧力集団 pressure group 混合経済社会の展開とともに、行政機能の拡大が進行したが、それにともなって出現した現象が圧力集団の台頭である。圧力集団とは、本来、政治に対して、影響力を行使することによって、その構成員の特殊な利益を獲得しようとする組織であると定義されている。しかし、現代の行政機能の拡大した政治過程においては、個人と政府との中間項的存在として、利害の明確化、統合化の機能を担うものとして、重要な役割を演じている。圧力集団は、政党と同じ中間項的存在でありながら、国を支配する直接の責任を負わないという点で大きな違いがある。

圧力集団には、経営者団体、職業別団体、労働組合、農業団体、婦人団体、宗教団体、市民組織などがあり、本来は、それぞれ特殊な目的を持っておりながら、同時に、そのような目的を達成するために、政治的にも、活発な活動を行なっている。

社会の混合経済化への進展と共に発生し、勢力をえてきた圧力集団は、その利害の実現の方法として、立法府への圧力、行政府への圧力、政党への圧力の三つを通じてその機能を発揮する。

行政国家の段階になっても、立法府がその機能を停止するわけではないから、圧力集団は、通常、ロビイングの形で立法府へ働きかけをする。その場合、個々の議員に対して、必要な立法の実現をうながすために、さまざまな術策をこうじて、働きかけをする。また、立法府内の委員会の活動が盛んな

ところでは、委員会の審議などを通じて、重要な役割を演じる。

行政府の地位の向上は、当然、行政府への働きかけをまねいた。それには、行政府にある諮問委員会や審議会や調査会などを通じるものもあるし、圧力集団の代表者が官僚に行政過程で、密接に協力することによる圧力もある。

政党は、個々の圧力集団の利害を調整・統合し、これを政策へもりこむことにより、社会の利害の統合を行なっている。したがって、圧力集団の要求が政党へ向けられるのは、最も自然な形である。しかし、政党がこのような統合の役割を十分にはたしていないと、また、政党にその能力がないと、圧力集団が政党の役割を代行するような事態になる。☞官僚

アロー Arrow, K. J. 現在、世界的に有名な理論経済学者であり、一般均衡理論および厚生経済理論に対する先駆的貢献によって、1972年度のノーベル経済学賞を受賞した。彼は1921年にニューヨーク市で生まれ、1951年コロンビア大学でPh. D.を得た。1968年以降今日まで、ハーバード大学経済学部教授の席にある。

彼は、理論経済学者として、多数のすぐれた研究を発表しているが、中でも、一般均衡モデルにおける解の存在に関する研究、市場の安定性に関する研究、不確実性のもとにおける経済行動に関する研究等は非常に有名である。また財政学に関連した研究としては、厚生経済学の基礎理論に関する研究の他、有名な社会的厚生関数の研究がある(Arrow, K. J., *Social Choice and Individual Values*, John Wiley, 1951)。この研究で彼は、意思決定に関する一般的・合理的ルール、および民主的ルールを仮定した場合、個々人の選好を基にして、首尾一貫した社会的意欲

定を行なうことが必ずしも可能ではないということを明らかにした。これは、公共財の供給がしばしば議会における多数決によって決定されていることを考えると、財政に関する意思決定に重大な疑問を提示したことになる。

また、最近では、クルツとの共同著作(Arrow, K. J. and Kurz, M, *Public Investment, the Rate of Return, and Optimal Fiscal Policy*, Resources for Future Inc., 1970)において、実際に制御可能な変数のみを使った規範的成長理論を展開し、その達成に公共投資がどのように役立つかを分析している。投票と政治的意思決定

安価な政府 cheap government

18世紀後期から19世紀前半にかけてのイギリスやフランスでは個人主義的国家観が強い影響力をもち、経済の分野では自由放任主義が唱えられた。個人の自由な企業心と経済的競争が発揚され、その基礎的条件としての私有財産

制度が重視された。国家は民間経済活動に干渉しないようその活動領域を極力狭めるべきだとされ、せいぜい国防、法秩序の維持など個人を保護する活動に従事すべきだとされた。このような立場は、とりわけイギリスの古典派経済学者やフランスの重農主義者によってとられた。たとえばアダム・スミスは政府の役割を、(1)国防、(2)司法および(3)民間企業の乗り出せないある種の公共事業に限定した。フランスの経済学者セイは予算はもっとも小さいものがよいと考えていたし、リカードの考え方も大体この線に沿っていた。こういった見解の中で描かれていた政府がいわゆる「安価な政府」といわれている。19世紀後期のドイツの社会主義者ラッサール(Lassale, F.)はこのような考え方は国家を夜警のようにみるものとして攻撃した。夜警国家論といわれるものがそれである。スミス、ラッサール、リカード

い

異議申立 [独] Einspruch 異議

申立は、処分庁または不作為庁に対してする不服申立である。

国税に関する法律に基づく処分に対する原則的な第一次的不服申立は、この異議申立である。すなわち、国税庁長官、国税局長または税務署長がした処分に不服がある者は、法定の期間(原則として処分があったことを知った日の翌日から起算して2月以内)内に、その処分をした国税庁長官等に対して異議申立をすることができる。これに対して、地方税の場合には、審査法の規定により審査請求をもって不服申立の基本類型としているから、異議申立は、例外的に地方団体の長がした処分について認められることになる。

異議申立の審理の結果、却下、棄

却、認容(取消または変更)のいずれかの決定がなされる。この決定は、異議申立人(処分の相手方以外の者が異議申立人である場合における取消または変更の決定にあたっては、異議申立人および処分の相手方)に対して、決定書の謄本を送達することによりその効力を生じる。

なお、税務署長等に対する異議申立の決定になお不服がある場合には、さらに国税不服審判所長に対して審査請求をすることができる。不服審査
池田財政 池田勇人(1899~1965)は、第1次吉田茂内閣の石橋湛山蔵相のもとで大蔵次官をつとめ、昭和24年1月の総選挙で政界入りした。同年2月第3次吉田内閣の蔵相に抜擢され、ドッジ・ラインに基づく均衡財政によ

って「池田財政」と呼ばれる一時代を築いた。その後、自民党総裁となり、昭和35年7月、第1次池田内閣を組織した。病気で引退するまで、4年4カ月にわたって政権を担当した。35年9月には、「国民所得倍增計画」を発表し、公共投資の増大、企業減税などの構想を示した。この政策は、経済体質の強化をはかっていた当時の日本経済の動向にマッチするものであり、その後の高度経済成長路線の契機となった。

第3次吉田内閣の大蔵大臣として池田財政を展開した昭和24年頃の日本経済はインフレ収束への条件がしだいに熟してきていた。アメリカ占領軍から一挙に経済安定をねらう「経済安定9原則」が指示され、さらに、ドッジ公使の来日によって9原則の線にそってインフレが収束されることになった。この9原則にそって昭和24年度の予算編成を行ない、引締め政策を強力に押し進めた政策担当者が池田蔵相である。

池田財政は、国内の総需要を圧縮してインフレを収束し、そこで生じる輸出余力を利用して国際収支の均衡を達成しようとした。総需要圧縮の手段としては、まず超均衡財政の実施で、一般会計、特別会計、政府関係機関予算を通じて収支の均衡をはかった。復興金融公庫の新規融資活動の停止、インベントリー・ファイナンスの実施、援助物資販売代金の見返資金への積立を行ない、その使途を国債・復金債の償還と公企業および重要産業の設備資金のみに限定するなどの措置がとられた。また、通貨政策としては、1ドル=360円の単一為替レートが設定され、このレートの維持を目標に通貨価値の安定がはかられた。

このような池田財政の実施によって、国内における財政からの資金供給が急減したので民間の資金繰りは極めて逼

迫した。さらに、それに輪をかけたのがアメリカの不況、西欧のドル不足、ボンド切下げなどの悪条件が重なったために輸出が伸びなやんだ。このように内外とも資金の供給が低下したので、中和策として、デイス・インフレーション政策がとられた。一般に、それまで、民間企業はインフレムードにひたっていたので、企業に大きな苦痛をもたらし、弱小企業の倒産、失業の発生などの問題が発生した。しかし、物価の上昇はおさまり、安定的な状態を回復した。ここに、戦後のインフレーションは終わった。☞ 黒字財政

石橋財政 戦後、第1回の総選挙によって第1次吉田内閣が成立したが、その大蔵大臣となったのが石橋湛山(1881~1973)である。

石橋財政の基本的認識は、その前期と後期とでは多少の差異がみられるものの、インフレーションの抑制よりも生産の再開によって社会的供給力を拡大しようという点にあった。その具体的な政策としては、「基幹産業の再建と促進」、「復興金融の強力な推進」、「産業の合理化」、「失業者受入体制の強力な推進」、「経済の民主化」という五大積極政策である。このうち、基幹産業部門の特別促進策は基幹産業に対する価格調整補給金の支出の約束であり、復興金融の推進は復興金融公庫構想の提示であった。価格調整補給金と復興金融公庫という二つのルートを通ずる資金供給による生産再開の構想は、あとで片山内閣で体系化された傾斜生産方式構想の端緒をなすものであった。このように、戦後の政府主導型の経済復興ならびに成長政策の原型が石橋財政において形成されたといえる。

石橋財政は、当初、終戦処理費や生産再開のための積極的経費を組み込んだために、歳出規模がかなり拡大した

が、一般会計で、その4割弱を公債、借入金に依存し、3割弱を財産税などの非經常収入でまかなうという「赤字財政」であった。また、特別会計の一部も公債でまかった。さらに、金融面からも、封鎖預金の引出し、日銀貸出の増大というルートで通貨が増発されたために、財政・金融の両面からインフレーションを加速することになった。生産の再開の目的で供給された資金も、生産再開には利用されず、闇と投機に利用され、インフレの一層の激化をまねく結果になった。このため石橋財政も転換を余儀なくされるにいたった。

転換後の石橋財政は、「赤字財政から均衡財政へ」「救国貯蓄運動を展開し、金融機関の資金力を強化し、公債の消化と産業資金の供給をはかる」「基幹産業に対する傾斜生産方式にあわせて、傾斜金融方式を強化し、重要産業への重点的融資を拡大し、不急産業への融資を抑制する」などを政策目標にかかげた。このようにインフレ抑制を考慮した生産再開政策へと転換したにもかかわらず、いっこうにインフレはおさまらなかった。『赤字財政

依存財源 自主財源

委託金 国庫支出金

一時借入金 国または地方公共団

体において、一会計年度内において、現金の不足を補うために借入れる金銭のことをいう。国の場合は、大蔵省証券を発行したり、日本銀行から一時借入金を借入れたりして、一時的な資金の不足を補っている。年度内での借入れであるから、当該年度の歳入で返済しなければならない。地方公共団体の場合も同様に、一時的な資金繰りを、資金運用部資金等の政府資金や銀行等の市中金融機関からの借入れでまかなっている。地方公共団体の場合は、証券発行の例はなく、もっぱら証書借

入れである。一時借入金は、年度内の償還を原則としているが、例外的に年度を越えての借換が認められている場合がある。この例としては、食糧管理特別会計、郵政事業特別会計における一時借入金、および地方公営企業における一時借入金がある。一時借入金の借入および償還は、予算、決算の歳入歳出の中には含まれない。一時借入金については、最高限度額が定められている。『政府短期証券

一時所得 所得税法における10種類の所得のうちの一つで、利子所得、配当所得、不動産所得、事業所得、給与所得、退職所得、山林所得および譲渡所得以外の所得のうち、営利を目的とする継続的行為から生じた所得以外の一時の所得で、労務その他の役務または資産の譲渡の対価としての性質を有しないものをいう。

具体的には、次に掲げるようなものにかかる所得がこれに該当する。

- ① 懸賞の賞金品、福引の当せん金品等（業務に関して受けるものを除く。）
- ② 競馬の馬券の払いもどし金、競輪の車券の払いもどし金等
- ③ 労働基準法第114条の規定により支払を受ける付加金
- ④ 生命保険契約等に基づく一時金および損害保険契約等に基づく満期返れい金等
- ⑤ 法人からの贈与により取得する金品（業務に関して受けるものおよび継続的に受けるものを除く。）
- ⑥ 遺失物拾得者または埋蔵物発見者が受ける報労金

一時所得の金額は、その年中の総収入金額からその収入を得るために支出した金額（その収入を生じた行為をするためまたはその収入を生じた原因の発生にともない直接要した金額に限る。）の合計額を控除し、さらにその残額が

ら一時所得の特別控除額（50万円）を控除した金額であるが、総所得金額を計算する場合には、一時所得の金額の2分の1相当額が総所得金額に算入される。㊦ 所得税

一定税率 ㊦ 標準税率

一般会計 general account

国の会計は、財政法に基づいて、一般会計と特別会計とに分かれている。財政運営を統一的に行なうためには、会計期間を限定するとともに、歳入歳出を統一的に経理することが望ましい。しかし今日のように、財政の役割が増大し、複雑多様化すると、そのなかで財政運営の効率化と行政効率の向上をはかるための措置として、どうしても会計区分を設ける必要が生じてくる。このうち一般の歳入歳出を経理する会計を一般会計とよぶ。一般会計は租税や公債などの一般財源をもって、教育や社会保障や、あるいは公共事業や国防などの国民の福祉を向上するための重要な施策や経済発展や産業開発などの施策を実施するための支出をまかなう会計である。予算といえば、日常、これを指す。一般会計の規模は膨脹の一途をたどり、昭和29年度に1兆円予算とよばれたものが、40年度には3兆6千億円、59年度には50兆6,272億円に達している。㊦ 特別会計

一般財源と特定財源 地方公共団体にとって財源の使途が定まっているか否かによる歳入の性質別区分であり、それが特定されているものを特定財源というのに対し、使途が特定化されず、どのような経費にも使用することができるものを一般財源という。前者には、国庫支出金、地方債、分担金、負担金、使用料、手数料、指定寄付金などがあり、後者には地方税、地方交付税、地方譲与税、一般寄付金、繰越金などがあるが、財政分析上は通常、地方税、

地方交付税および地方譲与税を一般財源としている。昭和57年度決算でみると、歳入純計は52兆1,677億円で前年度に比べ4.1%の伸びを示したが、これは総額のうち3分の1を占める地方税が7.5%、6分の1を占める地方交付税が5.3%と好調だったが地方債や諸収入等のそれ以外の収入の伸びが小さかったためである。またこの二者に地方譲与税を加えた一般財源は28兆2,663億円で、歳入総額に占める構成比は前年度の52.9%から54.2%へと上昇した。

しかしまだ歳入の半分近くが、入った時からその使途が決まっていることになる。地方公共団体が自主的な判断のもとにそれぞれの地域の実態に即応し、民意を反映した施策を講じていくためには地方税を中心に一般財源ができるだけ多く確保されることが望ましいといえる。

移転支出 transfer payment

政府、企業または個人が行なう支出で、その反対給付としてなんらの財またはサービスをも受け取らない支出である。政府が個人に対して行なう社会保険給付や生活保護費の支払いは、その一例である。これらは個人に対するマイナスの租税のようなものである。また政府が企業に与える補助金も、広い意味の移転支出である。その場合、補助金はマイナスの間接税といえる。さらに政府は海外に対しても賠償などの形で支出を行なうことがあるが、これも移転支出である。企業や個人も贈与や寄付金の形の支出を行なうが、これも広義の移転支出である。反対給付をともしない一方的支出は広義の移転支出にはいるが、狭い意味の移転支出は政府が個人に対して支払う生活保護費、社会保険給付、恩給などを指す。

移転支出はある経済単位から他の経

済単位に所得を移すにとどまり、それ自体経済活動をともなうものではない。

移転支出は単に移転といわれたり、あるいは振替支出とか振替支払とかいわれたりするが、すべて同意語である。

☞ 政府の財貨サービス購入

移転支出乗数 移転支出のもつ総需要に対する効果をあらわす乗数のこと。移転支出は、民間の消費需要を増加させて間接的に総需要をふやす効果をもっている。

いま可処分所得を Y_d 、消費支出を C 、限界消費性向を c 、基礎的消費を A 、国民純生産を Y 、租税を T_x 、移転支出を T_r とすれば、消費関数は次式であらわされる。

$$C = A + c(Y - T_x + T_r)$$

いま所得の変化を ΔY 、移転支出の変化を ΔT_r とすれば、移転支出乗数は

$$K_{tr} = \frac{\Delta Y}{\Delta T_r} \text{ で定義される。}$$

さて、消費支出増大による国民所得増大効果は、移転支出増による直接的消費支出増大 ΔC_a と誘発的な消費支出増大 ΔC_i とにわけられる。投資、政府の財貨サービス購入に変化がないと仮定すれば、 $\Delta Y = \Delta C_a + \Delta C_i$ となる。ここで ΔC_a は移転支出の変化分と限界消費性向とに依存するから、 $\Delta C_a = c(\Delta T_r)$ の関係が成り立つ。これを上式に代入して、 $\Delta Y = c(\Delta T_r) + \Delta C_i$ が得られ、これを变形して、 $\Delta T_r = (\Delta Y - \Delta C_i) / c$ が得られる。さらに、この式を移転支出乗数の定義式に代入すれば、 $K_{tr} =$

$$\frac{\Delta Y}{\frac{\Delta Y - \Delta C_i}{c}} \text{ となる。よって、} K_{tr} =$$

$$\frac{c \Delta Y}{\Delta Y - \Delta C_i} \text{ となり、これをさらに变形し}$$

$$\text{て、} K_{tr} = \frac{c}{1 - \frac{\Delta C_i}{\Delta Y}} \text{ が得られる。とこ}$$

ろで $\Delta C_i / \Delta Y$ は限界消費性向 c であるから、移転支出乗数は、 $K_{tr} = \frac{c}{1 - c}$

となる。これはまさに租税乗数から負の符号を取り去ったものに等しい。というのは移転支出は負の租税と考えられるからである。☞ 財政支出乗数

委任立法 delegated legislation

法律を制定し、その法律の中に一定の事項をはじめから規定するのではなく、その事項の規定を下位の法規とくに命令に委任する場合、その法律または命令を制定することを「委任立法」という。法律を制定する場合、はじめから、細目的な事項や随時情勢に応じて変化する事項まで規定するのは不便であるから、一般に、委任立法の必要性が認められている。

しかし、委任立法があまりにも広汎に認められると、立法権が自らその権限を行政権に放棄することになり、三権分立の本旨に反することになるから、委任事項は限定された範囲にとどめられる必要がある。しかし、行政国家の成立とともに、委任立法が必然的に増大する傾向にある。☞ 行政立法

井上財政 昭和4年(1929)、田中内閣のあとをうけて、浜口民政党内閣が成立したが、浜口内閣は政策目標として、「金輸出解禁の断行」とそれによる不況からの脱出をかけた。その手段として、第1次大戦以来のインフレーション的救済政策を改め、財政緊縮を中心に消費節約、貯蓄奨励などのデフレーション政策を強行し、水ぶくれした日本経済のぜい肉を落すことによって、産業の合理化を促進しようとした。このような政策の実行により、日本経済の国際競争力を高めようとした。

このような経済政策を浜口内閣の大

蔵大臣として実施にあたった人物こそ井上準之助（1869～1932）である。井上はすでに大正12年に山本内閣の大蔵大臣に就任したが、山本内閣が短命に終わったために、ほとんどなにもできなかった。浜口内閣における井上の名は評価・批判は種々あるとしても、「井上財政」として歴史に残っている。徹底した緊縮財政と金本位制復帰を骨子とする「井上財政」は日本の財政金融史上まさに画期的なものであるといっても過言ではない。

緊縮財政と金解禁による引締め政策は、世界的な不況下において景気刺激政策を行なっても効果はないという考えにたつて、日本経済を国際金本位体制の中に復帰させ、自由な貿易体制のもとで伸長させることをめざすものであった。そのためには、デフレーションによる一時的摩擦はあっても、物価の低落によって産業の合理化が促進され、国際競争力の強化により輸出が拡大し、国際収支の均衡と景気の回復が実現されるという認識にたっていた。

しかし、不幸にも、金解禁は昭和4年（1929）の秋のアメリカに始まる世界的大恐慌と時期が重なったために、輸出の増大による景気回復効果は裏切られた。この結果、不況の慢性化に苦しむ日本経済に通貨減少をみちびき、ますます不況を深刻化させることになった。さらに、昭和6年（1931）のイギリスの金本位停止と満州事変の勃発による軍事費の増大などの事態の発生によって、均衡財政の夢も破れ、昭和6年12月、若槻内閣の退陣とともに、井上財政も終わった。

移用 各省各庁の長は、歳出予算および継続費については、各項に定める目的の外にこれを使用することができない。しかしだからといってどんな小さい変更も、いちいち補正予算を組ん

でいては行政の運営は円滑に行なわれない。そこで法律または予算総則の認める範囲内で、融通を認めようということが必要となる。もともと歳出予算や継続費は部局等の経費や各項の経費の金額が定められている。この各部局等の間または各項の間において、各省各庁の長が金額を移用することはできない。ただし、予算の執行上の必要に基づき、あらかじめ予算をもって国会の議決を経た場合にかぎり、大蔵大臣の承認を得て、同一所管内の「組織」と「組織」、「項」と「項」との間に融通することができる。このことを移用という。☞ 項・目・節、流用

医療費控除 所得控除の一種である医療費控除は、納税義務者が自己または自己と生計をともにする配偶者その他の親族にかかる医療費を支払った場合にその費用の控除を認めるものである。この場合、控除額の計算方法は、医療費から保険金、損害賠償金等によって補填された金額を差し引いた額のうち、その年の所得金額の5%相当額と5万円とのいずれか低い金額を超過する金額が控除額である。ただし、その最高額は200万円に制限されている。この医療費控除制度は昭和25年度から実施されている。☞ 所得控除

印刷局特別会計 printing bureau special account 明治23年設置。印刷局が行なう事業は、日銀券、国債、印紙、郵便切手その他証券類等の製造、官報・法令全書その他の刊行物の編集、製造、発行、銀行券・証券類の用紙の製造等であつて、これらを企業的に運営するための会計。この会計の主要な事業は日銀券の製造であるが、経済成長等にとまなう通貨の需要の確保ならびに日本銀行における払出し、受入れの状況等を勘案して日銀券製造計画を作成する。これらにとまなう作業費、

原材料費等の所要の経費を計上したほか、施設の整備合理化を行なうための機械の購入、施設の拡充強化の経費が計上されている。36年度から41年度にかけて新鋭印刷機械の導入によって、紙幣の印刷技術は世界的水準に達している。なお、昭和59年度の日銀券製造計画は1万円券132千万枚、5千円券15千万枚、千円券166千万枚、500円券20千万枚、計333千万枚である。

事業特別会計。

印紙収入 流通税

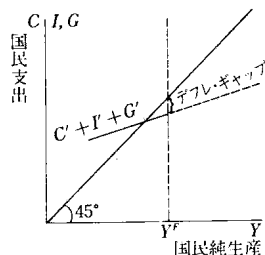
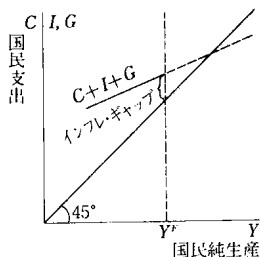
印紙納付 印紙納付は、納税者が自主的に納付すべき税額を算出し、税額相当額の収入印紙を貼用して納付するものである。

印紙納付方式を採用している租税は、国税にあっては、印紙税、登録免許税、自動車重量税、有価証券取引税のうち証券会社を通じないでする有価証券の譲渡にかかるもの等、地方税にあっては、自動車税、狩猟免許税、入猟税および軽自動車税がある。地方税にあっては、国税のように印紙ではなく証紙をもって納付させている。

印紙で納付すべき国税の納付がされなかった場合には、税務署長はその調査したところにより納付すべき税額を納税告知して徴収する（有価証券取引税法13条2項、登録免許税法29条）。ただし、印紙税にあっては追徴の制度がなく、行政上の制裁としての過怠税（納付しなかった印紙税の額とその2倍に相当する金額との合計額に相当する金額。課税文書の作成者が印紙を消費しなかった場合には、消費していない印紙の額面金額に相当する額）を徴収する。

インフレ・ギャップ、デフレ・ギャップ inflationary gap, deflationary gap 完全雇用水準における総貯蓄が、完全雇用水準における計画投資と

政府支出をあわせたものより少ない状態をインフレ・ギャップといい、完全雇用水準における総貯蓄が民間投資および政府支出によって埋めあわさるのでなければ、その経済は完全雇用水準を維持できないとき、デフレ・ギャップが存在するという。図示すれば、次のようになる。横軸に、国民純生産 Y 、たて軸に、国民支出（消費、民間投資および政府支出）をとる。



上の図はインフレ・ギャップの状態を、下の図はデフレ・ギャップの状態をそれぞれあらわす。インフレ・ギャップの解消すなわち完全雇用水準において国民支出線と、国民純生産をたて軸にあらわした45度線が交わるようにするためには、労働力供給という経済外的要因によって規定される完全雇用水準を増大（右に移動）させることができない以上、国民支出線を引き下げざるほかない。国民支出線を引き下げる

ための財政政策としてまず考えられるのは、政府支出の削減である。ただこの場合、注意しなければならないのは、政府支出には国防、治安維持、教育など国家存立や国民生活に欠くことのできないものが多く含まれているため、削減にはかなりの抵抗がともなう。増税によって消費を抑制するという方法もある。低所得者層を対象とする所得税増税の場合、限界消費性向が大きいことから消費抑制効果はあるが、それが賃金上昇圧力となって、逆にインフレ圧力を強める可能性もある。さらに、低所得者層への増税は、分配上の公平さを欠き、政治的な実現性も乏し

い。インフレ・ギャップ解消により効果的なのは、消費税の導入または増徴である。しかし、これとて、生活費上昇から賃金引き上げ圧力に転じるおそれがある。このほか、法人税増税あるいは投資控除制の中止、減価償却の優遇措置の撤廃などを通じて民間投資を抑制することによって、国民支出を減少させ、インフレ・ギャップを解消する方法もある。

デフレ・ギャップを解消する場合は、インフレ・ギャップと逆の方法、つまり国民支出線を上にシフトさせるような政策をとればよい。『補整的財政政策

う

ヴィクセル Wickcell, K. スウェーデンの経済学者で、最初はウプサラ大学で数学を専攻した。貧困の問題に関心をもち、新マルサス主義の立場をとる熱心な社会改革者となった。経済学上の業績は高く評価されるべきで、代表作『価値・資本および地代』で限界生産力説の創始者の一人となり、『国民経済学講義』は近代貨幣理論の出発点とされている。また学位論文である「租税帰着の理論」を収録している『財政理論研究』では政府支出から受ける利益以上の課税負担は適当でないとし、利益説を展開し、スウェーデン税制の解説と批判を行なった。彼が利益説の立場をとった財政学者として分類されるのは、このためである。『利益説

受取配当 法人から受ける利益の配当または剰余金の分配の総称で、法人税法では、証券投資信託（公社債投資信託を除く。）の収益の分配額のうち受取配当からなる部分を含めて配当等の額と呼んでいる。

法人税法は、内国法人が受けるこれら配当等の額で内国法人から受けるも

のについては、各事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入しないことができることとしている。

この制度は、配当等が個人株主に帰属するまでの間に一時的に法人株主に帰属するものであると考えて二重課税防止のために設けられたものであり、したがって、払戻しなどに係る交付金のうち利益積立金からなる部分や利益積立金が資本化された場合のその部分も実質は受取配当たる性質を有するので、配当等として認められる。

ただし、短期の売買損益の一部をなすような短期保有株式等（配当計算以前1月以内に取得し、配当計算以後2月以内に譲渡したものをいう。）に係る配当等は、個人の有価証券の譲渡所得非課税制度の不当利用防止の意味から益金不算入の対象から除外される。

内国法人が、この受取配当益金不算入の制度の適用を受けるには、税務署長がやむを得ない事情があると認めるときを除き、確定申告書にその益金不算入額およびその計算の明細の記載が必要であり、そして原則としては、そ